

平成27年 軽井沢町議会運営委員会・議会活性化特別委員会合同視察報告書

(2) 北海道栗山町 ー平成27年11月17日(火)ー

◎視察目的

議会基本条例について

- ・基本条例の見直し手続き内容と経過について
- ・自由討議の推進状況について

住民に開かれた議会運営について

- ・一般会議の運営方法について
- ・議会モニター制度、議会サポーター制度について

◎視察内容

説明者 北海道栗山町議会

議長 鶴川 和彦氏

産業福祉常任委員会委員長 藤本 光行氏

広報広聴常任委員会委員長 三田 源幸氏

産業福祉常任委員会副委員長 土井 道子氏

議会事務局長 水上 州洋氏

人口12,519人 議員定数12名 議会事務局3名

- ・常任委員会(任期2年)

総務常任委員会7名 産業福祉常任委員会6名 広報広聴常任委員会11名

広報広聴常任委員会(広報小委員会で議会だより作成6名)

- ・委員会

議会運営委員会5名

- ・特別委員会

予算特別委員会・決算特別委員会・議員定数問題等調査特別委員会・中長期財政問題等調査特別委員会

- ・会派なし 1期2名、2期5名、3期1名、4期3名、5期1名

最低年齢48歳、最高年齢74歳で平均年齢は61.6歳

- ・平成18年5月 栗山町議会基本条例制定(国内初)

- ・一般質問は、1回目は登壇し30分、2回目からは発言席にて一問一答60分。

一般質問のポスターを公共施設等に掲示し町民へ周知、インターネットによる議会のライブ中継あり

●栗山町議会基本条例の特徴

①一般会議の設置

町民や団体との意見交換のために議会主催による一般会議の設置。商工会・病院・教育委員会・小中学校教職員など何度も議員と町民が自由に意見交換できる会議で、団体側からの要請もあるが議会側からの開催を求めることもある。行政とも一般会議として行っている。

②町民からの政策提案

請願・陳情を町民からの政策提案として位置付ける。

③態度賛否を公表

全ての議案に対する議員の態度や賛否を議会ホームページ、議会だよりで公表する。

④議会報告会

年1回の議会報告会の開催を義務化。毎年3月下旬から4月下旬に4人体制で3班編制実施、1班あたり4回開催し、場所は均等になるように大規模施設と小規模会館などローテーションを組んでいる。期別・年齢を基準に広報広聴常任委員会で協議し決定。出向く会場の自治会に開催時間等を聞き相手に合わせて自治会と共催。報酬や活動日数、政務調査等議会内部に関するものや、1年間(年度)の議決の賛否審議内容、総合計画の主な事業内容等で20分くらい報告し、あとは町民から意見を聞いているが、個人的な意見は言わないルール。基本的に地元は行かないようにしているが、自身の支持地盤だけでなく町民全体の意見が聞けることにより町民代表であるとの意識向上が図られる。

⑤反問権

議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与。

⑥政策形成過程

政策形成過程に関する資料の提出の努力義務。

⑦議決事項の追加

5項目にわたる議決事項の追加。基本構想及び総合計画・都市計画マスタープラン・住生活基本計画・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・子ども子育て支援事業計画の重要な計画に関して決定に参画機会確保、執行上の議決の必要性を比較検討とし議決項目に追加した。行政側担当者と一般会議を何回もするなど素案の素案段階から行政側と練り上げて行くので基本計画に確実に議会の意見が入っていく。基本計画の議決事項はあるが、基本構想を大幅に直し基本計画はそのままという課題あり、議会の限界を感じている。

⑧自由討議

議員相互の自由討議の推進。委員会の中で活発に自由討議をしている。

⑨政務活動費の透明性

政務活動費に関する透明性の確保。政務活動費導入に合わせて、通常の常任委員会での視察を廃止、議員個人が自ら考え研修し調査する。議会だより、議会ホームページで公開。

⑩政治倫理

議員の政治倫理を明記し、別途に議会議員政治倫理条例を制定。議長が議会運営委員会に諮り5人以内で議会議員政治倫理審査会を設置し、調査請求の適否又は政治倫理違反の存否を審査している。

⑪最高規範性を見直し

最高規範性と4年に一度の見直しを明記。議会基本条例の目的が達成されているか議会運営委員会で検討し、平成20年から定例会で7回議会基本条例を改正している。

⑫議会モニター

町民から議会運営に関し提言を聴取する議会モニターを設置。設置人数は10人以内だが、現在9人の議会モニターがいる。任期は2年、基本的には公募だが、年齢構成、若い方を団体から出すなど工夫をしている。議会と年1回以上の意見交換を実施し、意見を聞いている。主に議会運営や政務活動費など議会の改善についての意見を聴取し、提言を受け検討結果を議会ホームページ、議会だよりに載せている。

⑬議会サポーター

有識者に政策づくりへの助言をもらう議会サポーターの導入。現在5人の有識者がいる。議会及び議会事務局の政策形成、立案機能を高め実施するまでの参考意見として活用。年1回のサポーター会議を議員研修として実施。報酬は無償。

⑭所信表明

正副議長志願者の所信表明の導入。議長の公約が明確化され議会改革が進む。現議長は広聴部門にかなり力を入れている。

◎考察

栗山町は日本で初めて議会基本条例を制定した議会であり、今回の視察研修では、多くの事を学ぶことができ大変感謝している。まずは議員が代わっても議会改革の火を止めることなく引き継いでいる努力に敬意を表したい。議会基本条例も制定したままではなく、日々検証し中身のある実践での議会改革に挑んでいる。政務活動費においては、常任委員会の視察を廃止し、個人の調査研究のために全議員が活用していた。情報公開・住民参加・自由討議に力を入れており、開かれた議会である。議会モニターをはじめ、議会サポーター、一般会議、基本計画の議決などめまぐるしく議会が動いており、特に広聴部門の強化については大変参考になった。今後当町議会においても改革をさらに進めて参りたい。